

事案発生「いじめ」にかかわる情報を確認

◎児童・保護者からの相談 ◎教職員からの報告 ◎アンケートの記述 ◎他校・地域から

「校内いじめ対策委員会（校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭・学年主任・学級担任等で組織）」を開催し、事実関係の確認に着手

- 1 ①「被害者」からの聞き取り、②必要に応じて周囲の児童からの聞き取り、③「加害者」からの聞き取り、の順で“速やかに”“複数の職員で”行い、事実食い違いがないか確認する。
- 2 ①②③の内容を合わせ、情報を整える。

「事実の確認といじめの確認」

聞き取り記録を基に、「被害者」が述べた行為について、事実確認を行い、いじめがあったか確認する。

事実確認によりいじめがあったと確認した場合

- ・「いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、複数の教職員によって専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又は、その保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする」の規定の通り、措置を開始する。（法23条第3項）
- ・被害者に対しての支援を、だれがどのように行うのかを決定する。また、その結果を被害者の保護者に伝える。
- ・加害者に対して、どのような指導を、だれがどのように行うのかを決定する。

事実確認によりいじめがあったと確認できない場合

- ・いじめを確認できなかった経緯を「被害者」に丁寧に説明する。また、それについての意見を聞き取る。
- ・同様に、「被害者」の保護者にも経緯と理由を説明し、それについての意見を聞き取る。
- ・「加害者」の保護者についても、経緯と理由を説明し、それについての意見を聞き取る。
- 引き続き、「被害者」「加害者」となった担任は児童の関係や様子を注意深く観察し、校内の生徒指導報告等の場面で教職員に情報を共有する。

「いじめ対応協議」

◎対応チーム（校内いじめ対策委員会を中心に編制）による対応協議

- ①被害者の児童とその保護者の心情に配慮した対応を基本に協議
- ②連携を検討（教育委員会・SC・SSW・教育相談員）
- ※③外部専門機関のアドバイスによる対応を検討（警察、弁護士、有識者）

「教育委員会へ報告と情報共有」
◎事案発生時の報告と対応について報告。

「被害者児童・保護者への対応」

- ・被害者が安心して学校生活を送れるような体制をつくる。
- ・被害者に説明をし、不安や疑問はないかを聞き、対応策を考える。
- ・被害者の保護者に対して、いじめと認定した結果を知らせ、支援の体制を整えることを伝え、同時に保護者に対しての支援の在り方についての意見を聞き取る。

「加害者児童・保護者への対応」

- ・いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。
- ・加害児童に対しては当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ・複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ・いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく教育的配慮に十分に留意しいじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し健全人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。
- ・加害者の保護者に対して、いじめをしていたと認定した結果を知らせ、「事実に対する保護者の理解や納得を得た上」、加害者の指導体制をとることを伝え、同時に保護者に対して協力を求め、継続的な助言を行う。

※加害者に 他校の児童がいた場合

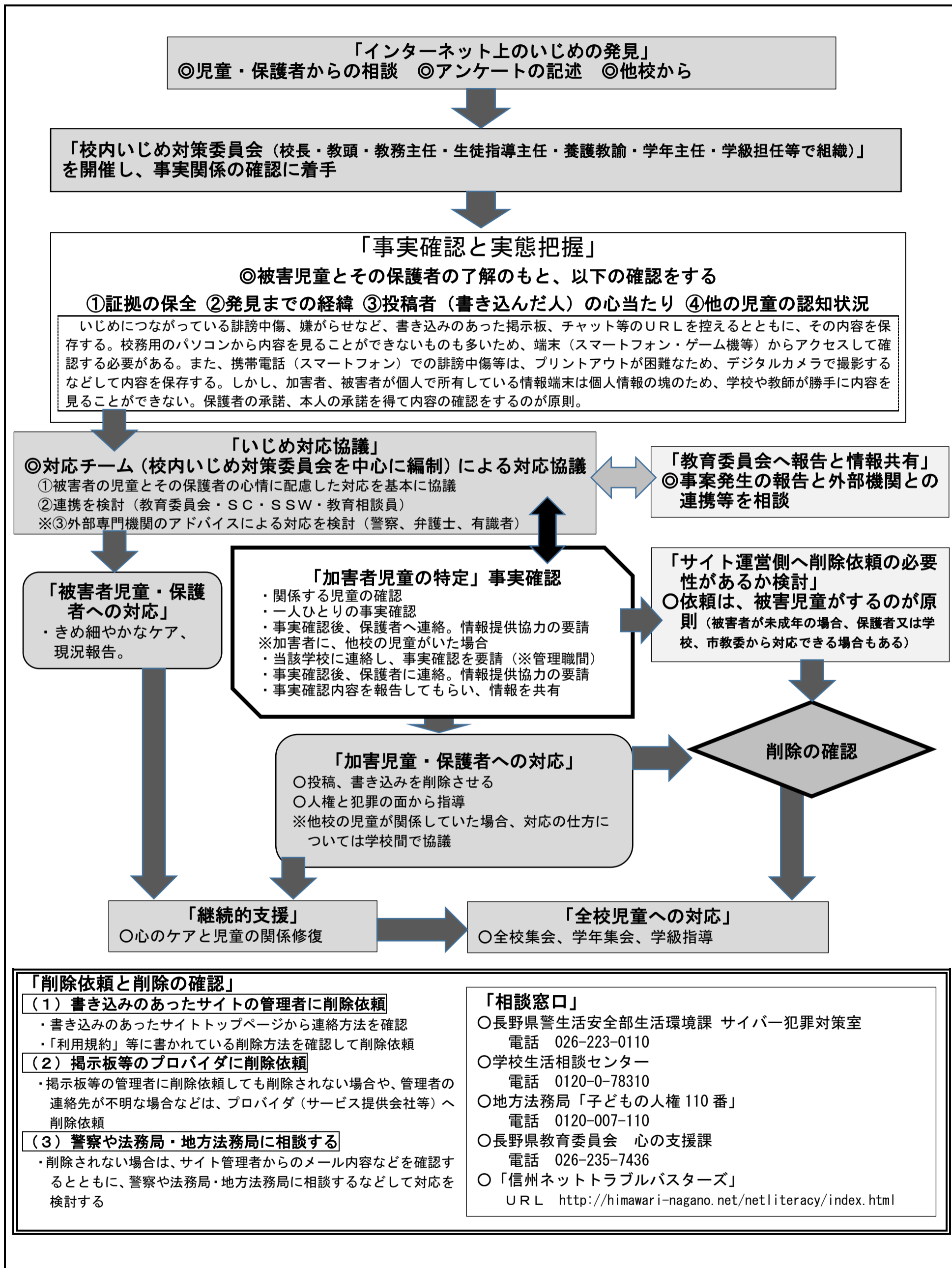
- ・当該学校へ連絡し、事実確認を要請（※管理職間）
- ・事実確認後、保護者に連絡。情報提供協力の要請
- ・事実確認内容を報告してもらい、情報を共有

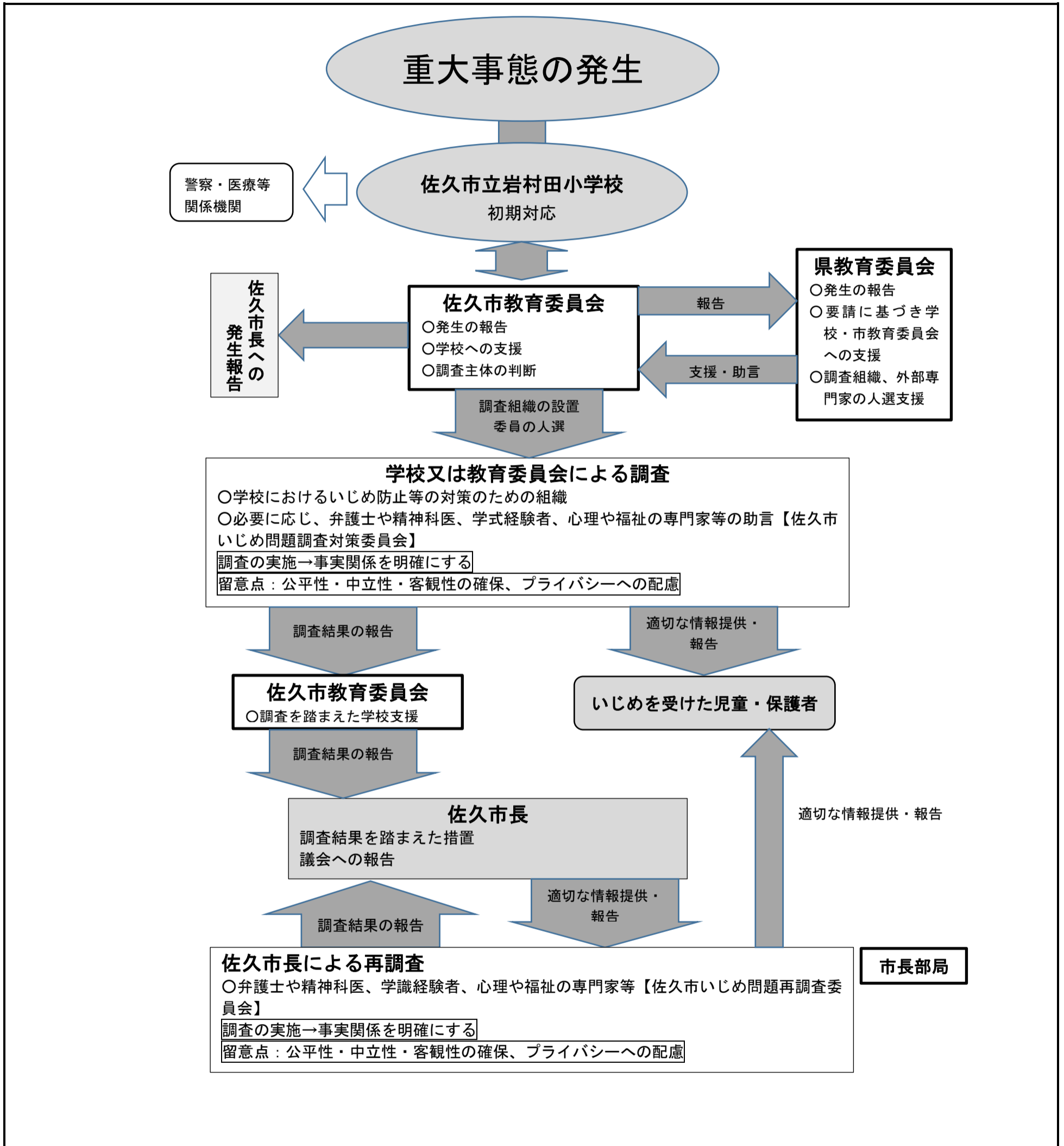
「継続的支援」

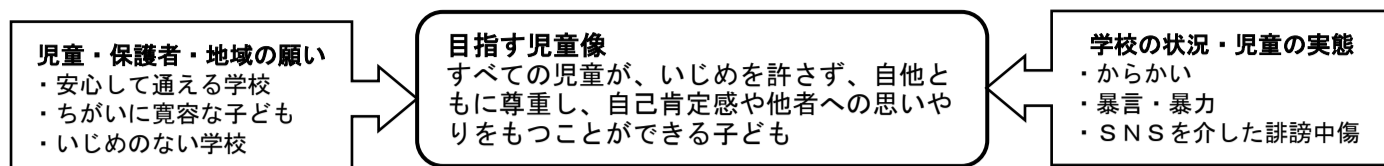
- 心のケアと児童の関係修復
- ・可能であれば、児童同士での謝罪と和解を行う。
- ・可能であれば、保護者同士の謝罪と和解を行う。
- ・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月を目安に見守り続ける。

「いじめが起きた集団への働きかけ」

いじめを見ていた児童に対しても自分の問題として捉えさせる。たとえいじめを止めさせることはできなくても誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。またはやしたてるなど同調していた児童に対してはそれらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。







1 いじめ防止等の取組の学校の基本的な考え方

(1) いじめとは

『いじめ』とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

(2) 学校のいじめ防止等の対策のための組織

| | | |
|-------|-------------------|--|
| 校長 | …全体の統括・全体指導 | 事案の状況により ・佐久市教育委員会、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員との連携 ・外部専門家の助言 ・事案に関係の深い教職員を追加 |
| 教頭 | …窓口・統括・外部機関との連絡連携 | |
| 教務主任 | …年間計画の作成調整・検証 | |
| 生徒指導係 | …個別のいじめ事案への対応 | |
| 養護教諭 | …いじめ事案への対応・相談窓口 | |
| 学年主任 | …各学年の取組・個別事案の対応 | |

(3) 未然防止の取組（いじめの起きにくい学校・学級づくり）

- ①違いや多様性を尊重する教師の姿勢
 - ・いじめは、異質なものを排除しようとする同質原理の集団（協調性を求める学級）で起こりやすい。
 - ・クラスの中には、学習に得意不得意がある児童がいること、落ち着いていることや気持ちを察することが苦手な児童がいること、言葉や常識が多数派と異なる児童がいることなど、教師の側にいろいろな児童がいることを大切にすることを意識を持つことが大切である。
- ②日々の授業の充実
 - ・三観点（特に学習問題）を大切に「わかる授業」の展開と学習内容の確実な定着。
 - ・「学習の約束」等授業中のルールを明確にした規律のある学習環境づくり。
 - ・児童生徒が自分自身の実生活や体験に目を向けられる道徳学習の工夫と人権教育の充実。
- ③児童生徒が主体的に取り組む活動や体験活動の位置づけ
 - ・児童生徒が自分の役割を自覚し、仲間と気持ちを一つにして取り組むことによって協力の大切さに気づき、達成感を味わえる活動の設定。（生活科・楓の時間の充実）
 - ・児童生徒が挑戦することで、達成感、感動、人間関係の深まりが感じられ、自己肯定感が高められる活動の工夫。（共遊・集会活動）
 - ・多様な価値観を認め合ったり、自分に自信をもったり、生き方にあこがれをもったりできるような異学年交流や学校種間交流、地域の方と連携した行事の工夫。（交流活動・地域の教育力の活用）
- ④いじめを生まない教師としての心構え

○学級担任として

- ・親和的な集団づくり **笑顔あふれる学級**
 「先生が私のことを分かってくれている」という安心感や充実感は、他者を思いやる心のゆとりを生みます。子どもたち相互の関係が温かなものになっていく基盤には、担任との深い信頼関係がなくてはなりません。
- ・個性を尊重する姿勢
 学級の児童との人間関係の中心に立つ担任は、個性豊かな児童全員と相互関係を築き、一人一人についての「子ども理解」をもつ必要があります。子ども一人一人との時間を確保し、自己や他者への理解、集団づくり等をテーマに本音で話し合いをもつことが、学級づくりの柱となります。
- ・学校行事への主体的な取り組み
 学級の子ども一人一人の気持ちを大切に担任の姿勢が理解されている親和的な学級では、行事の取り組みで芽生えるリーダーの不満やいらだちを受けとめようとする動きが子どもたちの中に生まれます。なかなか協力できない子どもが出てきても、その子どもの気持ちを分かろうとする子どもたちの姿勢が集団をよい方向に引っ張っていきます。子どもが主体的に危機を乗り越えようとする意欲が育ちます。
一方、権威や罰をちらつかせる権威的な指導をベースに行事の取り組みを進める場合、子どもは裏と表を使い分け、強者の前では取り繕い、弱者には威圧的になる真理を学ぶこととなります。また、学級担任自身が明確な指導目標をもたずに、意欲に欠け、自主という言葉のもとに子どもを放任した場合、子どもの利己的な欲求が肥大化し、勝手気ままな集団が形成されてしまいます。
- ・児童生徒に「いじめは絶対に許さない」「いじめられてよい子は一人もいない」ことや、命の尊さについて理解を促す。

○授業の中でできること

- ・授業は子どもと共に学ぶ姿勢で **子どもと共に創る授業**
 毎日の授業に取り組む私たち自身、子どもの豊かな発想や感覚に感銘を受けたり、子どもに教えられたりした経験が多々あります。子どもたちにとっても教師にとっても、「授業の楽しさ」は新鮮な感覚や発想、また心のやりとりの中に見いだすことができます。
 しかし、いつの間にか余裕をなくし「分からせよう」と肩に力が入った教師主導型の授業に落ち込み、ストレスを高めている現実もあります。教師自身、「子どもと共に学ぼう」「子どもの反応から学ぼう」という姿勢に立ち戻ることが、子どもの主体的な学習を進める出発点です。
- ・授業が「いじめ」をあおる場合
 例えば学習班の競争は、ともすると能率主義、効率主義に陥り、お互いを認め合うどころか、立場の悪い者への批判を定着させてしまう危険性があります。これは、教師の余裕をなくした教え込み方の授業の産物ともいえます。まして、教師の「まだできないの?」「いつもおまえだな」「だめな班だな」など、不用意な言動が加わると一層です。露骨に「こんな態度は減点だ」等という発言は、子ども同士の競争をあおり、相互不信を定着させてしまうもので、授業をしているとはいえません。
- ・一人一人が大切にされる魅力ある授業
 魅力ある授業の展開には、「個性の尊重」「相互理解」という視点が重要です。子どもの発想や感覚を新鮮なものに感じる教師の感性は、生き生きと自らの感覚や発想を表現する子どもの活動を導き出します。個性的な感覚や発想が教師によって受けとめられて、初めて子どもは落ち着いて自らの学習課題を見付け出していきます。適切な教師の支援によって課題解決に取り組み、学習成果を発表できるようになります。
 「あの発表の仕方は面白い」「あの言い方をしてくれたからよく分かった」など、学習の過程において子どもが相手を知り、そしてそのことを相手に伝えるという相互理解の場面を工夫することが大切です。教師だけでなく多くの仲間から自分の取り組みが受けとめられたと子どもが実感したとき、授業は魅力あるものになります。

- 1 子どもたちの名前が大切にされ、正確、丁寧に呼ばれているか。
 - 明るい挨拶と笑顔で子どもたちを迎えている。
 - 「さん」「君」をつけて呼んでいる。
- 2 出席者が全員そろっていることを確認して授業を始めているか。
 - 授業者や子どもたちが欠席者・遅刻早退者・保健室利用者などを知っている。
 - 遅れて教室に入った子や前日欠席していた子を温かく迎えている。
- 3 欠席している子どもの机上や机中、ロッカーなどに心が寄せられているか。
 - 授業で配付されたプリントや通信などが大切に扱われ、本人に届けられている。
 - 欠席した本人や保護者と電話などで連絡をとっている。
- 4 掲示物に子どもの作品や係分担などがあり、全員の子どもの存在が感じられるものになっているか。
 - 子どもの活動の様子が掲示されたり、作品に教師のコメントが添えられたりするなど、温かい雰囲気づくりに心がけている。
 - 全員の名前が係分担などの中にある。
- 5 学級目標は子どもたちの願いから決められたものであり、その実現のための具体目標・個人目標がある。
 - 目標の実現に向け、具体的に活動することがわかるように支援している。
 - 目標を具現するための学級の話し合い活動や人間関係を育む支援がおこなわれている。
- 6 教師の意図と異なる発言や行動をする子どもに温かく接していますか。
 - 一人ひとりの発言を大切に受けとめている。
 - 子どもが真似をしてもいいような言葉がけや注意の仕方をしている。
- 7 子どもたち一人ひとりのよさを把握し、それを子どもに伝えていますか。
 - 授業中、机間指導などで子どもたちのよさを認めている。
 - 短学活などで子どもたちが互いに認め合える活動が位置づいている。
- 8 空き教室や下足箱、放課後の教室などにも気を配り、子どもに寄り添った支援をしているか。
 - 個人の持ち物や教室の物品が大切に扱われている。
 - 個人や学級のスペース、名札などが大切にされている。

(4) 早期発見の取組

①日常活動を通じた早期発見

- ・児童生徒の表情を観察したり、声かけをしたりする、共に過ごす時間の確保。
- ・日記や生活記録を通じた対話による児童生徒の気持ちの変化の把握。
- ・学年会や教科会での情報交換。
- ・ネット上でのいじめ発生のリスクが高まっていることを認識し、学校や教職員は自ら研修を行う。また、未然防止の観点から児童への情報モラル教育の推進と、保護者に対する啓発。
- ・相談箱設置など、児童生徒が日頃の悩みや相談したいことを直接伝えられる工夫。

②相談体制の充実

- ・児童生徒や保護者、地域の方が安心して相談できるように、相談者の意向を尊重した対応を提示するなど、相談窓口の工夫や、校外相談窓口の周知。
- ・相談室への職員の常駐、保健室での相談などいつでもだれにでも相談できる工夫。
- ・スクールカウンセラーの積極的な活用。
- ・教育相談日や相談の時間の設定等による、すべての児童生徒との計画的な相談実施。
- ・校内の「いじめの防止等の対策のための組織」を中心とした確実な情報共有。

③アンケートやチェックリストの活用

- ・無記名式など回答方法に配慮した調査による児童の学校内外の生活や、心の変化の把握。面談実施。
- ・児童一人一人の学校生活満足度や意欲、社会性についての現状把握。
- ・チェックリストを用いた担任自らの学級経営の点検。
- ・保護者向けアンケート・チェックリストを活用した家庭での早期発見の協力依頼。

④校内いじめ・不登校委員会の組織と機能的な活動

- 組織…校長（全体統括・全体指導）、教頭（窓口、統括、外部機関との連絡連携）
教務主任（年間計画の作成調整・検証）、生徒指導係（個別のいじめ事案への対応）
養護教諭（いじめ事案への対応・相談窓口）、学年主任（各学年の取組・個別事案の対応）

○機能的な活動に向けて

- ・職員会や教務学年主任会での児童理解や情報の共有
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく PDCA サイクルでの検証
- ・児童生徒、学校職員、保護者等のいじめの相談・通報の窓口
- ・児童の問題行動などに係る情報の収集と記録
- ・いじめの疑いに係る情報があつた時の組織的対応の中核

⑤子どもが出すサイン チェックポイント

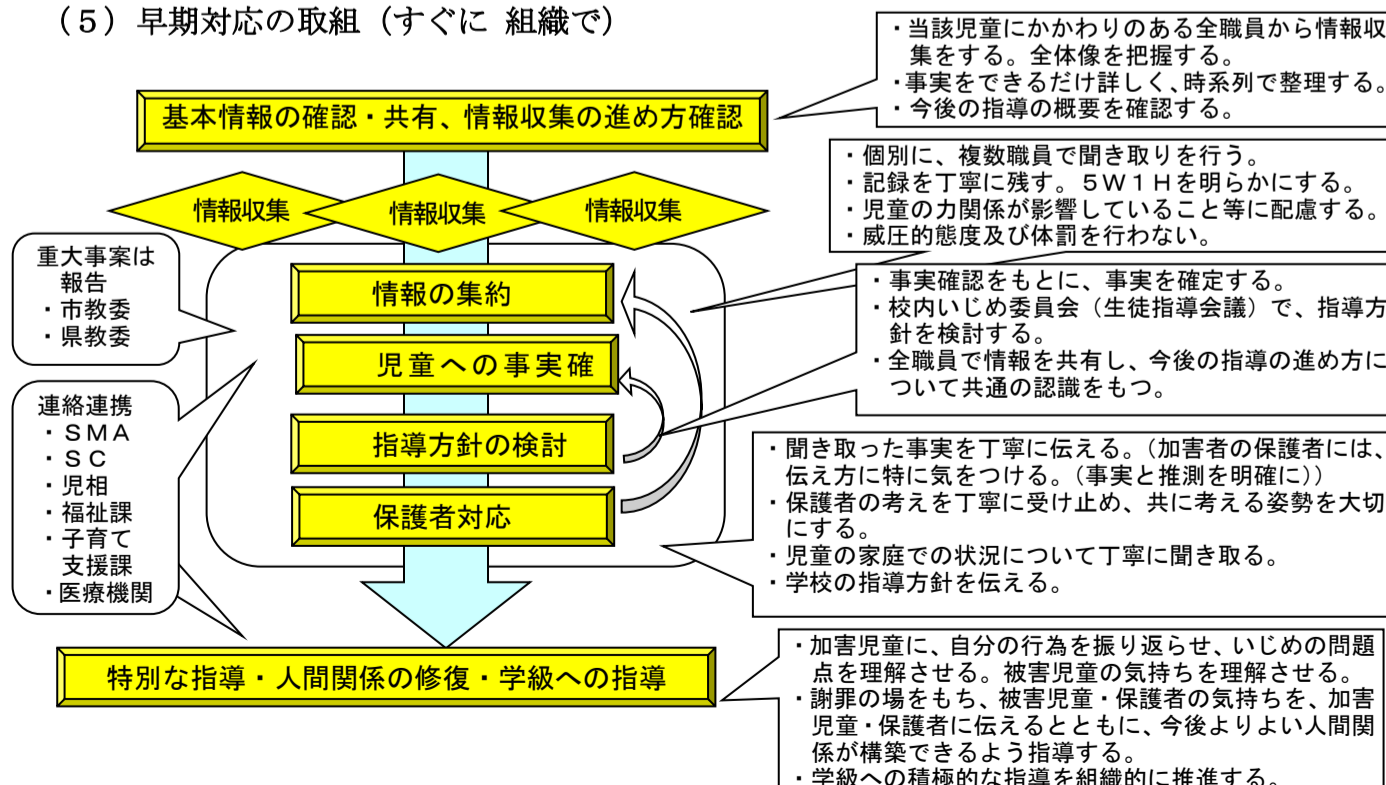
【学校での一日】

| 発見機会 | 観察の視点 | |
|--------|--|---|
| 朝の学活 | <input type="checkbox"/> 欠席・遅刻が増える <input type="checkbox"/> 表情がさえず、うつむきがちになる | <input type="checkbox"/> 始業時刻ぎりぎりの登校が多い <input type="checkbox"/> 出席確認の声が小さい |
| 授業の開始時 | <input type="checkbox"/> 忘れ物が多くなる <input type="checkbox"/> 用具、机、椅子等が散乱している <input type="checkbox"/> 一人だけ遅れて教室に入る | <input type="checkbox"/> 涙を流した気配が感じられる <input type="checkbox"/> 周囲がなんとなくざわついている <input type="checkbox"/> 席を替えられている |
| 授業中 | <input type="checkbox"/> 正しい答えを冷やかされる <input type="checkbox"/> 頭痛、腹痛など頻繁に訴える <input type="checkbox"/> 保健室へよく行くようになる <input type="checkbox"/> ひどいあだ名で呼ばれる <input type="checkbox"/> その子の隣に誰も座りたがらない <input type="checkbox"/> 学用品の破損、紛失、落書きがある | <input type="checkbox"/> グループ分けで孤立することが多い <input type="checkbox"/> 発言に対し、しらげや嘲笑が見られる <input type="checkbox"/> 責任ある系の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる <input type="checkbox"/> 絵の具や墨が衣服や所持品に付いている |
| 休み時間 | <input type="checkbox"/> 一人でいることが多い <input type="checkbox"/> 用もないのに職員室等に来る <input type="checkbox"/> 遊び、話の中で孤立しがちである <input type="checkbox"/> 物が壊されたり、事件が起こるとその子のせいにされる | <input type="checkbox"/> わけもなく階段や廊下等を歩いている <input type="checkbox"/> トイレ等に閉じこもったり、遅れて教室に入ってくる <input type="checkbox"/> 机や椅子、所持品に落書きされる |
| 給食時間 | <input type="checkbox"/> 食べ物にいたずらされる <input type="checkbox"/> その子が配膳すると嫌がられる | <input type="checkbox"/> 嫌われるメニューの時に多く盛られる <input type="checkbox"/> グループで食べる時、席を話している |
| 清掃時間 | <input type="checkbox"/> 机や椅子が運ばれていない時がある | <input type="checkbox"/> 人の嫌がる仕事を一人でする |
| 放課後 | <input type="checkbox"/> 顔や手足にすり傷や鼻血の後がある <input type="checkbox"/> 課外活動に参加しなくなる | <input type="checkbox"/> 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている <input type="checkbox"/> 特定の子の運動後が破られたり、靴が隠されたりする |

注意しなければならない児童の様子】

| 発見機会 | 観察の視点 | |
|--------|--|--|
| 動作や表情 | <input type="checkbox"/> 活気がなくおどおどしている <input type="checkbox"/> 視線を合わさない <input type="checkbox"/> 手遊び等が多くなる <input type="checkbox"/> 言葉遣いが荒れた感じになる | <input type="checkbox"/> 寂しそうな暗い表情をする <input type="checkbox"/> 教師と話す時不安な表情をする <input type="checkbox"/> 独り言を言ったり急に大声を出したりする |
| 持ち物や服装 | <input type="checkbox"/> 教科書等にいたずら書きされる <input type="checkbox"/> 持ち物、靴、傘等を隠される | <input type="checkbox"/> 刃物等、危険な物を所持する |
| その他 | <input type="checkbox"/> 日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる <input type="checkbox"/> 教科書、教室の窓、掲示物等に落書きがある <input type="checkbox"/> 下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている <input type="checkbox"/> 教材費、写真代等の提出が遅れる <input type="checkbox"/> インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる <input type="checkbox"/> 孤立傾向がある | |

(5) 早期対応の取組 (すぐに 組織で)



(6) 重大事態への対応

いじめられた児童生徒を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。

①児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき

- ・自殺を企図した場合 ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合

②児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

- ・年間30日を目安とする。一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に報告、調査

③児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

- ・学校は、重大事態が発生した場合、学校の設置者に速やかに事案発生を報告
迅速かつ適正に組織的対応。(『学校危機管理マニュアル作成の手引き』(県教委 H24.1) 参考)
- ・直ちに教職員の共通理解を図り、速やかに「校内いじめ不登校委員会」を中核に対応チームを組織。
- ・関係児童生徒への事実確認、関係児童生徒の保護者への迅速な連絡、連携した支援・指導。
- ・関係機関等(警察・医療・消防・教育委員会・PTA等)への緊急連絡と支援の要請、連携体制構築。

※報道対応・窓口は、学校長に一本化する。

※いじめられた児童生徒の安心・安全の確保

- ・「あなたは悪くない、必ず守り通す」というメッセージを伝え、安全・安心を確保し、学習やその他の活動が安心して行える環境を整備する。
- ・学校体制での見守りと、スクールカウンセラー等による心のケアを継続する。

※いじめた児童生徒への指導

- ・いじめを完全に止めるために、毅然とした対応をして自分の行為の責任を自覚させる指導の継続。

(7) いじめ対応「年間指導計画」

| | 未然防止の取り組み(昨年度) | 早期発見の取り組み | 地域・保護者との連携 |
|-----|---|--|-----------------------------------|
| 4月 | ○学校いじめ防止基本方針の内容 確認 ■生活科・楓の時間 ■共遊・交流・集会 ■日記等を通じた対話 | ○いじめ相談窓口(保健室)の 児童・保護者への周知 ・身体測定 ・支部子ども会、集団登下校 ・学習室保護者懇談会 | ○授業参観 ○PTA総会 学年・学級懇談会 |
| 5月 | ○学年・学級経営案の作成 ■あいさつ隊活動 ※定期的にシャッフルあいさつ隊 | ○なかよし旬間 ・校長講話 ・安心して友達と過ごしていく ためのアンケート①実施 | ○家庭訪問 ○民生児童委員懇談会 ○安全確保を考える会 |
| 6月 | ・なかよし清掃 | ・児童との教育相談 | ・校内音楽会 ○学校評議員会① |
| 7月 | | ○Q-U検査①(上旬) ○不登校(傾向)児童等の 実態調査 | ・授業参観 |
| 8月 | | | |
| 9月 | ○学校保健委員会・研修 | ・安心して友達と過ごしていく ためのアンケート②実施 (下旬) | ○個別懇談会 |
| 10月 | ○全国学力学習状況調査 分析研修 | | ・運動会 |
| 11月 | ○読書旬間 ・ペア読書 | ○Q-U検査② | |
| 12月 | ○なかよし楓月間 ・かえでカフェ ・なかよし清掃 | ○不登校(傾向)児童等の実態調査 ○なかよし楓月間 ・校長講話 | ○学校評価アンケート ○人権教育講演会 ・授業参観 |
| 1月 | ○いのちの授業(保健指導) | ○学校評価アンケート分析 ・安心して友達と過ごしてい くためのアンケート③実施 | ○学校評議員会② |
| 2月 | ○学級経営案振り返り | | ○授業参観 ○学級懇談会 |
| 3月 | ・6年生を送る会 | | ・卒業式 |